

令和7年 第8回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分～

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教 育 長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 教育指導課長 学校教育課長 生涯学習振興課長
学校施設課長 文化課長

4 欠席者 0人

5 傍聴人 0人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の概要 次のとおり

8 議決事項

専決処分の報告について 2件

令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）について

豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

豊見城市教育支援委員会委員の委嘱等について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	それでは皆様、これより第8回定例教育委員会を開催します。 それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に備瀬委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、会期日程は1日とします。 次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。主なものを読み上げますので、その他業務については資料をご覧ください。 7月29日火曜日、地場産物を活用した学校給食献立調理発表会を拝見いたしました。 8月1日金曜日、市内小中学校初任者研修会にて講話を行いました。同日、姉妹都市高千穂町と土佐清水市のスポーツ少年団歓迎式に参加いたしました。 8月2日土曜日、教育長杯野球大会に参加いたしました。 8月4日月曜日、伊波そろばんの児童生徒より、そろばん、暗算、フラッシュ暗算10段合格の報告を受けております。 8月7日木曜日、令和7年度「豊見城市防災・減災標語コンテスト募集」入賞者表彰式に出席いたしました。 8月8日金曜日、伊良波小学校コミュニティスクール協議会クラウドファンディングプロジェクト協力の記者発表に出席いたしました。 8月14日木曜日、長嶺中学校生徒、とよみ小学校児童より国連を支える世界こども未来会議沖縄大会最優秀賞の報告を受けました。 8月18日月曜日、南部広域行政組合島尻教育研究所教育講演会に出席しております。 8月21日木曜日、第2回豊見城市小中合同研修会に出席しております。 8月22日金曜日、島尻市町村教育長定例会、市町村教育長研修会に出席しております。 以上が、業務内容となっております。 続いて、日程第4の議案第12号 専決処分の報告についてであります。

	す。事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課長	議案第12号 専決処分 of 報告について。提案理由といたしまして、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により、市議会に提出する必要があります。こちらが理由となっております。 2枚目をご覧ください。9月議会に提出予定の議案書となっております。 3枚目をご覧ください。専決処分書となっております。こちらについては、市が管理する学校施設の瑕疵による事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。専決日は令和7年7月15日でございます。専決の内容は1から6となっております。1 事故発生日時 令和7年2月18日（火）午後8時50分頃。2 事故発生場所については、豊見城市立とよみ小学校体育館内となっております。3 事故の概要でございますが、一般利用の方が体育館にてバレーボールの活動中に床から剝離した床板が左腰部に刺さったものでございます。5の損害賠償額と6の和解の内容につきましては、市が相手方の治療費及び通院交通費に対して賠償することとし、損害賠償額9,010円を支払うものでございます。相手方はその余の請求を放棄しております。 損害賠償額につきましては、全国市長会学校災害賠償保障保険より全額支払いをいたしております。説明は以上となります。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。
田名委員	これはバレーボールをしている最中とおっしゃっていたのですが、そのときの詳しい状況というか、損害賠償の金額を見ると大したけがではないのかと思いながら、その後、剝離した床板はまた修理したのかどうか教えていただきたいです。
教育総務課長	事故の概要ですが、バレーボールのレシーブという形で床を滑った際に、床から飛び出した床板が左腰に刺さってしまったということで、その後に病院に行って治療を受けたということです。その管理課が生涯学習振興課になるのですが、そちらの担当から報告を受けております。床の修繕については、担当課が学校施設課となるのですが、一時補正としてテープを貼った後に床板の修繕を行ったということで報告を受けております。以上でございます。
田名委員	分かりました。ありがとうございます。

教育長	ほかにございませんか。
学校施設課長	少し補足ですが、今回とよみ小学校でそういうことがあったので、その事故が起こる前から体育館の床の点検をお願いしますということで文書で通知はしていたのですが、そのときには発見されなくて、今回のけががあったので、再度各学校に、こういうことがあったので施設管理、きちんと確認をお願いしますということで各学校にメールを送って、それから不具合というか、同じように床板に隙間があったりというところは報告が上がってきていますので、それは応急処置ということでテープを貼ったりということはやっていて、特に施設の利用停止をするような学校はなかったです。もちろん少し気になる箇所については、随時修繕のほうで対応していくということで学校とはお話ししているところです。
田名委員	余談ではないのですが、学校訪問で豊崎中学校に行ったときに、ラバーの体育館もありましたね。ちなみに、あのラバーだとそういうけがが起こらなかったという学校施設課長の予想になりますか。
学校施設課長	コートフロアシートだと特にささくれができるということはないので、そういうけがはないと思います。フローリングの場合はどうしても木なので、乾燥収縮とかバレーボールの支柱を立てるときに傷つけたりとか、そういうところがあって傷むケースがあるというところで聞いています。ただ、両方一長一短あって、そのコートフロアシートがいいのか、フローリングがいいのかというところは、今後また改修のタイミングを見てそういうところは検討していかないといけないと思っています。
田名委員	ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。
備瀬委員	恐らく社会体育で使っているんでしょうね。その使う場合に、事前に点検というものは使用者のほうがやっているのかどうか。まずは安全面をきちんと点検してから使うという、そういうことはどうなのでしょう。
生涯学習振興課	生涯学習振興課が管理していますけれども、基本的に安全な部分に関して開放しているので、そこら辺の細かい部分までは管理できていないと思います。今後は気をつけていきたいと思っています。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、議案第12号 専決処分の報告については提案どおり決定をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第5の議案第13号 専決の処分の報告であります。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課です。議案第13号の提案理由といたしましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により、市議会に提出する必要があることが理由となっております。 次のページをご覧ください。今回提出予定の議案書となっております。 その次のページ、3枚目をご覧ください。専決処分書となっております。市が管理する学校施設内での事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。専決処分日は令和7年7月15日となっております。1から6の事項につきましては、事故の内容となっております。1 事故発生日時については、令和7年4月22日(火)午後12時30分頃。2 事故発生場所につきましては、豊見城市立上田小学校駐車場内となっております。3 相手方は、個人情報ということで削除させていただいて、4 事故の概要については、上田小学校保健室横の駐車スペースに、ついたてを洗い干し乾かしていたところ、強風にあおられついたてが駐車していた軽自動車に転倒し、バックライトと板金部分が破損しております。5 損害賠償額については、13万6,659円となっております。6 和解の内容につきましては、豊見城市が相手方に損害賠償額13万6,659円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するというもので、今回損害賠償額、物件損害部分につきましては、全国市長会学校災害賠償保障保険より全額支払われております。説明は以上となります。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、議案第13号 専決処分の報告については提案どおり決定をしたいと思いますが、いかがでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第6の議案第14号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算(第2号)についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課です。議案第14号の提案理由につきましては、豊見城市教

	育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定において、令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）の教育関連予算について審議し、市議会に提出する必要があるということが理由となっております。 次のページをご覧ください。教育総務課から各課、補正の説明資料と補正予算の内示書のほうを添付しております。各課長より説明いたしますので、よろしくお願いします。 まずは、教育総務課の補正予算となります。1番目、10款1項2目1事業4節共済費、予算内示額232万9,000円。こちらの理由といたしましては、会計年度任用職員の給与改定及び令和6年度から勤勉手当の支給が始まったことから報酬等支払金額が大幅増となりまして、それに伴い雇用保険料が当初見込みより上回ったため、増額の要求をしております。 2番目、10款1項2目1事業9節交際費、予算内示額23万8,000円。教育指導課が行う国際交流事業において、台湾の児童生徒の給食代、お土産代等が必要となったため、教育総務課のほうで増額要求をしております。 3番目、10款2項1目1事業1節報酬、10款2項1目1事業8節費用弁償につきましては、産業医を配置している学校1校分の産業医に係る報酬、費用弁償について、当初予算に含めていなかったということで、増額の要求を改めてさせていただいております。説明は以上となります。
教育総務課長	続いて、学校教育課から順に説明をまいります。
学校教育課長	学校教育課の資料をご覧くださいませでしょうか。学校教育課は5項目補正予算がございます。まず1つ目に、10款1項3目の8節旅費（費用弁償）こちらは会計年度任用職員の通勤手当が当初見込みより不足するため増額いたします。 2つ目に、10款1項3目の18節負担金補助及び交付金（選手等派遣費補助金）になります。こちらは部活動補助になりますが、当初予算見込みより不足が生じるため、増額補正いたします。 3つ目に、10款2項1目小学校費になります。17節の備品購入費となります。補正額については、161万7,000円。令和8年度における児童数とクラス数の増加に伴い、児童生徒用の机、椅子、教師用机、椅子、教卓と配膳台を購入するため、備品購入費を増額いたします。 4つ目に、10款3項1目、こちらは中学校になります。小学校と同様

	に備品購入費を163万8,000円増額いたします。こちらについても生徒用の机と椅子、教師用の机、椅子、そして教卓、配膳台を購入するため補正を増額いたします。 5つ目に、10款6項3目、給食センターに係る経費になります。14節の工事請負費で高圧受変電設備の更新工事です。補正額は769万8,000円増額いたします。こちらは、現在の高圧受変電設備（キュービクル）の瞬間最大負荷時に定格の電圧を超過しているため、そのキュービクルを増設する工事となります。 以上が、学校教育課の補正予算の内容です。
教育総務課長	続いて、教育指導課より説明いたします。
教育指導課長代理	それでは教育指導課より、補正予算についてご説明いたします。本日は教育指導課長の平田が所用で欠席であるため、代理でご説明を申し上げます。教育指導課金城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 まず歳入につきまして、1番目、14款2項5目5節、01細節切れ目のない支援体制整備充実事業補助金、内示額115万9,000円。こちらは医療的ケアのための看護師配置事業費の増額に伴い、切れ目のない支援体制整備充実事業補助金、国庫補助金の補正増となっております。 2番目に、14款2項5目8節、01細節地域障害児支援体制強化事業、内示額160万4,000円。こちらは学校心理師配置に伴い、児童虐待防止対策等総合支援補助金、国庫補助金を活用するための補正増となっております。 3番目に、15款2項6目5節、01細節地域障害児支援体制強化事業、内示額80万2,000円。こちらも学校心理師配置に伴い、地域障害児支援体制強化事業、県補助金を活用するための補正になります。 続きまして、歳出になります。1番、10款1項3目1事業10節、01細節消耗品費、内示額が8万円です。こちらはトナー等消耗品費購入に係る補正増となります。 2番、10款1項3目1事業13節、01細節11細々節有料道路通行料、内示額1万6,000円。こちらは国際交流事業における引率教員用有料道路通行料の補正増となります。 3番、10款1項3目16事業17節、01細節備品購入費、内示額マイナス1,200万1,000円。こちらは電子黒板整備事業における入札執行残分の補正減となります。 4番、10款1項3目25事業1節、G3細節非常勤職員報酬（会計年度任

	用職員)、内示額124万7,000円。こちらは豊崎中学校へ学習支援補助員1名を配置することに伴う補正増となります。 5番、10款1項3目25事業3節、16細節期末手当、内示額26万円。こちらは豊崎中学校へ学習支援補助員1名を配置することに伴う補正増となります。 6番、10款1項3目25事業3節、17細節勤勉手当、内示額21万9,000円。こちらにも同様に、豊崎中学校への学習支援補助員1名を配置することに伴う補正増となります。 7番、10款1項3目25事業4節、15細節社会保険料、内示額27万5,000円。こちらにも豊崎中学校へ学習支援補助員1名を配置することに伴う補正増となります。 続きまして、次のページになります。8番、10款1項3目25事業8節、04細節費用弁償(会計年度任用職員)、内示額2万6,000円。こちらにも豊崎中学校へ学習支援補助員1名を配置することに伴う補正増となります。 9番、10款1項3目70事業8節、04細節費用弁償、内示額3万5,000円。こちらは任用しています学校心理師の費用弁償予算が不足することに伴う補正増となります。 10番、10款1項3目74事業12節、CJ細節医療的ケア看護師派遣委託、内示額347万9,000円。こちらは医療的ケアを要するため看護師を配置している児童の出席状況が良好であり、派遣日数が増える見込みであることに伴う委託料の補正増となります。 11番、10款1項3目79事業10節、01細節消耗品費、内示額マイナス2万5,000円。こちらは国際交流用のお土産費用の消耗品費から教育長交際費へ移管するための補正減となります。 教育指導課からは以上となります。
教育総務課長	続いて、教育施設課より説明いたします。
学校施設課長	学校施設課石川です。学校施設課の資料をお開きください。 まず歳入予算につきましては、沖縄振興公共投資交付金を活用した事業に係る補助金と教育債、資金の借入れの設定ですが、その補正になっております。歳入です。 次に、歳出予算です。1番目の10款1項3目、教育振興費事業66、施設管理経費です。予算内示額が1,314万4,000円の増額となっております。これは各学校のクーラーや消防設備などの施設修繕費や維持工事費の増額、営繕担当職員が使用する車両の更新を当初予定しておりました

	が、条件に合う車両が探せないため、既存車両を継続するため減額補正となっております。 次に、2番目の10款1項4目施設管理費、事業21、市内学校空調設備更新等事業となっております、予算内示額が4,989万6,000円の増額となっております。これは豊見城小学校の特別教室の空調設備について、次年度更新予定でありましたが、故障している箇所がありますので、今年度に前倒しして整備するため増額補正としております。 学校施設課は以上となります。
教育総務課長	続いて、生涯学習振興課より説明いたします。
生涯学習振興課	生涯学習振興課の資料をお願いします。生涯学習振興班の歳出です。備品購入費5万1,000円の増となっております。中央公民館に設置されていますAEDのバッテリー残量が25%を切っており、早期の交換が必要なためとなっております。 次に、社会体育班、歳出、負担金補助及び交付金4万8,000円の増。令和8年1月に開催されます九州地区スポーツ推進委員研究大会の分担金の交付決定通知が令和7年3月24日付であったため、当初予算で間に合わず補正での対応となっております。以上です。
教育総務課長	次に、文化課より説明いたします。
文化課長	文化課より説明を申し上げます。資料をご覧ください。まず、文化班のほうですが、歳出の補正予算となっております。1つ目に、10款5項4目12節委託料、予算内示額は45万2,000円。こちらは埋蔵文化財試掘調査を行う際の危険物の有無を確認する磁気探査費の増額となっております。 2つ目に、10款5項4目13節使用料及び賃借料、予算内示額14万円。こちらも埋蔵文化財試掘調査に使用する重機の使用料を増額してございます。 3つ目に、10款5項4目8節旅費、予算内示額11万9,000円。こちらは会計年度任用職員の通勤手当の増額でございます。こちらはデジタル博物館事業となっております。 4つ目に、10款5項4目12節委託料、予算内示額1,026万2,000円。こちらはデジタル博物館業務委託の内容変更による委託料の増額でございます。 最後、5番目の10款5項5目8節旅費、予算内示額6万9,000円。こちらは会計年度任用職員の通勤手当の増額でございます。こちらは市史編集費となっております。

	続きまして、図書館班の歳出補正についてご説明申し上げます。1 番目、10款 5 項 3 目 1 節報酬、3 節職員手当等、4 節共済費、8 節旅費、予算内示額340万円のマイナスとなっております。こちらの理由につきましては、障がい者 1 名採用予定がないために減額となっております。 2 番目に、10款 5 項 3 目10節需用費、予算内示額170万8,000円。こちらは中央図書館内カウンター等の修繕、学校図書館 P C 故障による増額（修繕費）となっております。次に、中央監視装置修繕、トイレ入口照明取替え、消防施設等点検結果における設備施設修繕費を増額（施設修繕費）となっております。 最後、3 番目の10款 5 項 3 目13節使用料及び賃借料、予算内示額20万7,000円。こちらの理由としましては、ソフト更新料を過年度支出したため、現年度ソフト更新料を再要求するための増額となっております。 説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	それでは、各課の補正予算について説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手でお願いいたします。
宮城伸子委員	学校施設課の歳出の 1 の17節備品購入費の車両購入費のところですが、理由が条件に合う中古車がなくて既存車両の使用を継続するためとあるのですが、安全面の保障とかそういうのは大丈夫ですかということと、これは車検との関係もあったのでしょうか。
学校施設課長	中古車を購入するということで当初予算で計上されていたのですが、今乗っている車両よりも年数とか走行距離とか、少ないものを探していたのですが、大分中古車というものの値段が上がってきていて、あまり条件がいい車両というのがなかったんで、車両の購入は諦めて、現状の車両自体が、まだエンジンの状態も一応走れるということなので、もちろん古いので修理とかは出てきているのですが、その辺を手当てしていきながら乗っていきたいということで減額ということになっております。今回、当初予算で車検費が中古車を購入するということで予算がついていたので、車検費とかはもちろんついていなかったのですが、既決予算の中で予算を流用して車検を通して、もちろん点検をしながらということで対応しておりますので、大丈夫だと思います。
教育長	ほかにございませんか。
田名委員	少し金額が大きかったので気になったので質問ですが、学校教育課の 5 番目のキュービクルはどちらの施設の高圧受変電機なのですか。
学校教育課長	給食センターのものです。

田名委員	分かりました。ありがとうございます。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、議案第14号 令和7年度豊見城市一般会計補正予算（第2号）については提案どおり決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。
	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
教育長	それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第7の議案第15号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。事務局、説明をお願いします。
生涯学習振興課長	生涯学習振興課が説明いたします。議案第15号をお願いいたします。 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由、豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することに伴い、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により市議会に提出する必要があるため、ご提案いたします。 資料の2ページ目をお願いいたします。新旧対照表があります。左側の改正後、こちらのサブアリーナの空調設備、1時間につき1,500円の使用料を追加するものとなっております。現在、市民体育館のほうでは、大会などで使用する場合の専用利用、それから一般の練習などで使用する場合の部分利用とで料金の設定が異なっておりまして、部分利用で使用する場合の空調設備の料金設定がこれまでなかったものですから、暑い夏場でも空調機器を稼働できない状況にありました。そのため、専用利用の料金設定にあります1時間につき1,500円を部分利用にも適用させるものとなっております。 1ページに戻っていただきまして、附則にありますとおり、この条例は、公布の日から施行を考えております。説明は以上でございます。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。 ないようですので、それでは議案第15号 豊見城市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正については提案どおり決定をしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
教育長	それでは、提案どおり決定ということで進めます。 続いて、日程第8の同意案第25号 豊見城市教育支援委員会委員の委

	嘱等についてであります。事務局、説明をお願いします。
教育指導課長代理	それでは、同意案第25号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱等について、教育指導課より説明いたします。資料をお開きいただけますでしょうか。 こちらの提案理由としましては、豊見城市教育支援委員会委員として、別紙の者を令和7年9月16日より新たに委嘱する必要があります。よって、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求めるものです。これが本案を提出する理由となります。 次に、説明資料として次のページをお開きください。新たに委嘱する方が記載されています。與那嶺早月さん、所属が子育て支援課、公認心理師となります。任用に当たっての補足としてですが、次のページをお開きください。本年度の委嘱者のリストを掲載しております。こちらは以前同意を得て教育委員として委嘱する方々のリストなのですが、こちらでいいますと20番に新たに與那嶺早月さんが任用する者となるのですが、当初同意をいただいた方が、子育て支援課の公認心理師で高江洲さんという方でありました。こちらは育児休業の代替職員となっておりまして、9月15日で任期を終えるということで、同時に教育支援委員会委員としても辞任するというので、9月16日から與那嶺早月さんを公認心理師として新たに委嘱を予定したいというところであります。 説明につきましては、以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いします。
宮城美智子委員	教育支援委員の皆さんの働きというはどういう形の働きなのか教えてください。
教育指導課長代理	8月18日を第1回としまして、トータル9回までを予定しているのですが、第2回から第9回までを、支援を要する児童生徒の検査、審査を行いまして、児童生徒が特別支援学校が適しているのか、普通学級にするのか、そういうところを判断する機関となります。
宮城美智子委員	では、通級とか支援クラスも含まれているのですか。
教育指導課長代理	はい、そうです。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、同意案第25号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱等については提案どおり同意したいと思いますが、いかがでしょうか。

	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意ということで進めます。 続いて、日程第9の承認第9号 臨時代理の報告（豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱等について）であります。事務局、説明をお願いいたします。
教育指導課長代理	承認第9号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱等について説明いたします。 提案理由としましては、当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第7号の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、緊急を要し、教育委員会に付議する暇がないと認められるため、同規則第4条の規定により別紙のとおり臨時代理を行ったので、同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものとなります。 次のページをお開きください。臨時代理書となります。座安小学校におけるコミュニティ・スクール委員の委嘱については、8月定例教育委員会会議前に、同校の臨時コミュニティ・スクール協議会の開催を予定しているため、委員の委嘱承認が必要となりました。本件は、緊急を要し、教育委員会に付議する時間がないため、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき臨時に代理を行うものとなります。 次のページをお開きください。コミュニティ・スクール委員の推薦書となります。こちら新たに委嘱する者として、14番の住吉弘充さんとなります。 最後に、委嘱状を掲載しております。コミュニティ・スクール委員として、任期を令和7年8月20日から令和8年3月31日までとしております。 説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いします。
宮城伸子委員	承認第9号の提案理由のところで、1枚目は教育委員会に付議する暇がないと認められるためという表記になっていて、次のページが教育委員会に付議する時間がないためという二通りの表記になっているのですが、これは委員会の中で何回か話が出てきていたかと思うのですが、ここだけ見たときに、このように表記が変わったんだと思って表のほうを見たらそのまま暇がないとなっているので、これはそのままにするの

	か、それとも統一する必要性があるのかということを伺いたいのですが。
教育総務課長	規則上の表現として暇がないという表現なので、すみません、ご指摘のとおり、次からは統一させていただいて、規則のほうを優先した表現とさせていただきます。ありがとうございます。
宮城伸子委員	ということは、2 ページ目の時間がいないというものは、暇がないというところの表現ということですか。
教育総務課長	こちらのほうは規則の表現と統一するように内部で、教育総務課のほうから修正させていただきます。暇がないという表現に統一させていただきます。
宮城伸子委員	分かりました。
教育長	ほかにございませんか。 それでは、承認第9号 臨時代理の報告（豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱等について）は提案どおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。
	（「異議なし」と呼ぶ者あり）
教育長	それでは、提案どおり承認ということで進めます。 日程については以上となります。 その他連絡事項の説明を事務局からお願いいたします。
	（その他報告 反訳なし）
教育長	ほかにございませんか。 ないようですので、それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課長	次回の定例教育委員会については、令和7年9月22日月曜日、午後1時半から開催予定としておりますので、ご出席をお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。 それでは、以上をもちまして第8回定例教育委員会の全日程を終了いたします。お疲れさまでした。

（署名欄）

教 育 長

赤 顔 美 奈 子

教 育 委 員

備 瀬 洋 一